

佐賀県告示第 427 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成 29 年 6 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する要措置区域

唐津市二夕子一丁目 117 番の一部及び 124 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

3 1 の要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと